

令和5年度第5回杵築市農業委員会総会議事録

令和5年8月9日 水曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

8番 永 野 恵 11番 小 春 修

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

八坂 宮 原 宣太郎 護江 村 井 新 平 大内 藤 原 哲 夫

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 22 号	農地法第3条の申請について
議案第 23 号	農地法第5条の申請について
議案第 24 号	非農地証明願いについて
議案第 25 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 26 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
報告第 5 号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和5年度第5回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時37分： 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と、 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第22号から議案第26号までの5議案17件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第22号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア.所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第22号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、田 a、畑 a、計 a。理由は、子への贈与、親から受贈です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	7月20日に私と 農業委員と事務局職員2名、譲渡人の さんとで、現地確認をしました。2人は親子関係で、 さんはすでに20年以上農業をやっているということで、まったく問題ないと思います。農地もしっかり管理されています。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 委員の報告したとおりです。 さんもはじめに農業していますのでまったく問題ないと思います。慎重審議よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 今回、親子間で、贈与の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、譲渡人から既に経営を移譲されており、申請地については、これまで使用貸借という形で農地を耕作しておりましたが、今回贈与により所有権を取得することになります。 また、譲受人は認定農家で、申請地は、みかんが耕作されています。特に問題ないものと思われます。 続いて、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。

	以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、[]、[]、[]歳。譲受人、[]、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。譲受人の経営面積は、新規のためありません。理由は、高齢のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	2番について、[]農業委員より説明願います。
[]委員	先日、事務局職員と私とで現地確認をしました。場所は、[]線を[]方面に行って[]のちょうどてっぺんの高台です。[]は[]さんが経営していまして、その[]を今後管理したいとのことです。本人は[]ですが、[]と[]を毎日往復しますので、管理できると思います。問題ないと思います。慎重審議よろしく願います。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地に隣接する店舗を購入する譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。 譲受人は、[]を経営しており、今回、申請地に隣接する店舗を購入することになりました。店舗名は[]です。取得する農地については、[]が栽培されており、今後も継続して管理していくとのことです。 また市外在住ですが、店舗の営業日は必ず譲受人が出勤するため、農地の管理についても、問題ないものと思われます。 続いて許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。 また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第22号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第22号」について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第22号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第23号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。 議案書3ページをお開きください。 「議案第23号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請人、土地所有者、[]区、[]、[]歳、転用者、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、杵築市内のアパートで暮らしているが、将来を見据えて申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第1種農地です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
委員	7月19日に[]農業委員と事務局職員2名と私と行政書士が立ち会いのもと現地確認をしました。場所は地図1・2ページをご覧ください。前々回の総会にかけました農地から20m離れたところです。[]の[]でできた住宅が建てられる場所です。すでに隣も建っていますので問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	周り近所に家が建ちつつあるので問題ないと思います。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の[]さんの職業は[]で、現在は杵築市内のアパートに家族[]人で暮らしています。転用の目的は、将来を見据えて申請地に住宅を建築し居住することです。 まず、立地基準です。 申請地は、概ね10ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。第1種農地は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。 申請地周辺は第1種農地ではありますが、一定程度の宅地化が進んでおり、日常生活上必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外規定の集落接続に該当し、転用が可能な土地になります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は田、東側は用悪水路及び市道、南側は田及び宅地、西側は用悪水路にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。 新築計画につきましては、申請地[]筆[]㎡に、1階床面積[]㎡、約[]坪の一般住宅を計画しています。 工事期間は、令和[]年[]月[]日から令和[]年[]月[]日までの約[]ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、雨水・宅内排水ともに東側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。

	資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された借入手続が添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第23号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第23号」については、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第23号」については、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に「議案第24号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書4ページをお開きください。 議案第24号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記のより提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■字■■、地番、■■■■、地目、■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡です。 申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和56年に申請者の祖父が住宅及び倉庫を建築してしまったとのことです。 以上です。
議長	1番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	場所は、■■■■線を■■■■に向かって■■■■の交差点を旧道、■■■■と■■■■につながる道を抜け、■■■■のところを曲がって左折し、5分くらい行ったところの■■■■のところを右折、300mくらいのところになります。この方がおばあちゃんと一緒に住みたいということで、家を建てたいということです。問題は特にはないと思います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を7月18日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員、そして昨日、■■■■委員と確認しました。 申請者は、平成27年に祖父からの相続により申請地を取得しています。昭和56年に申請者の祖父が住宅を建設してしまったとのことで、土地所有者からの始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、申請者名義で新たに住宅を建築し、祖母とともに同居する予定であり、ハウスメーカーとの打ち合わせの際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。

	今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に新たに住宅を建築する予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第24号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第24号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第24号」については、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第25号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。番号10番から12番と、「議案第26号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員と 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員、 委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをご覧ください。 「議案第25号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求めます。 ア、利用権の設定です。 番号10番からとなります。7ページです。 番号10番、申請人、貸人、 区、 、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡です。設定期間は 年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。 以下同じ借人の場合は、設定期間、経営面積は省略させていただきます。 番号11番、申請人、貸人、 区、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。 番号12番、申請人、貸人、 区、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。 補足になりますが、番号10番から12番の土地につきましては、中間管理機構である公社を通じての利用権設定となります。公社からの貸付先は、9ページの農用地利用集積等促進計画（案）に記載しております。土地の貸付先は、10ページの さんから12ページの さんまでの合計 名の方となる予定です。詳細は議案第26号での審議事項となりますので、説明は省略します。

	以上です。
議長	只今、「議案第25号」の10番から12番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第25号」の10番から12番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第25号」の10番から12番については、これを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第26号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」の「借受人 []」分から「借受人 []」分を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書9ページをご覧ください。 「議案第26号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見を求めます。 10ページ上段の [] さんからです。 番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社、借受人、 [] 区、 [] []。対象農地は大字 []、 [] 筆、 [] m²です。 以下、対象農地は、同一のため、借受人のみ読み上げます。 借受人、 [] 区、 []、 [] 区、 []、 [] 区、 []、 [] 区、 []、 []、 []、 [] 区、 []、 [] 区、 []、 []、 []、 [] 区、 []、 [] 区、 []、以上 [] 名の方が借受人となります。 詳細は、18ページから28ページの貸付調書をご確認ください。耕作作物は、 [] さんは、 [] [] で、 [] さんはイチゴとなっています。そのほかの [] 名の方は、柑橘を耕作するとのことです。 また、利用権の種類は、いずれも賃借権で、反当あたりの年間賃借料は、 [] 円となっております。 以上です。
議長	只今、「議案第26号」の「借受人 []」分から「借受人 []」分について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第26号」の「借受人 []」分から「借受人 []」分については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。

各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第26号」の「借受人 []」分から「借受人 []」分については、「意見なし」として報告します。それでは、「議事参与の制限」が解かれた [] 委員と [] 委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< [] 委員、 [] 委員 入室 >
議長	次に、「議案第25号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から9番を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをご覧ください。 議案第25号です。番号1番からです。 番号1番、申請人、貸人、 [] 区、 []、借人、大分市、大分県農業農村振興公社、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、 []、地積 [] m²、合計 [] 筆の [] m²です。設定期間は [] 年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。 以下同じ借人の場合は、設定期間、経営面積は省略させていただきます。 番号2番、申請人、貸人、 [] 区、 []、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、 []、地積 [] m²、ほか [] 筆、合計 [] 筆の [] m²です。 番号3番、申請人、貸人、 []、 []、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、 []、地積 [] m²、合計 [] 筆の [] m²です。 番号4番、申請人、貸人、 [] 区、 []、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、 []、地積 [] m²、ほか [] 筆、合計 [] 筆の [] m²です。 番号5番、申請人、貸人、 [] 区、 []、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、 []、地積 [] m²、ほか [] 筆、合計 [] 筆の [] m²です。 番号6番、申請人、貸人、 [] 区、 []、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、 []、地積 [] m²、ほか [] 筆、合計 [] 筆の [] m²です。 番号7番、申請人、貸人、 [] 区、 []、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、 []、地積 [] m²、合計 [] 筆の [] m²です。 番号8番、申請人、貸人、 [] 区、 []、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、 []、地積 [] m²、ほか [] 筆、合計 [] 筆の [] m²です。 番号9番、申請人、貸人、 [] 区、 []、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、 []、地積 [] m²、合計 [] 筆の [] m²です。今回の大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計 [] 筆 [] m²となります。 また農用地利用集積計画（案）の総数につきましては、貸し手農家数 [] 戸、借り手農家数 [] 戸。利用権の設定の面積は [] m²となります。 補足になりますが、番号1番から9番の土地につきましては、中間管理機構である公社を通じての利用権設定となります。公社からの貸付先は、9ページの農用地利用集積等促進計画（案）に記載しております。土地の貸付先は、番号1番から4番までの土地は、申請地の近隣を耕作している [] さん、番号5番から7番までの土地は、新規就農者の [] さん、番号8番から9番までの土地は、地元農家の [] さんとなる予定です。詳細は議案第26号での審議事項となりますので、説明は省略をします。 以上です。

議長	只今、「議案第25号」の1番から9番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第25号」の1番から9番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第25号」の1番から9番については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第26号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の「借受人 ■■■■■」分から「借受人 ■■■■■」分、及び「借受人 ■■■■■」分を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書9ページをご覧ください。 「議案第26号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」です。 番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社。借受人、■■■■■、■■■■■。対象農地は大字■■■■■、筆、■■■■■㎡、大字■■■■■、筆、■■■■■㎡です。 続いて、借受人、■■■■■区、■■■■■。対象農地は、大字■■■■■、筆、■■■■■㎡です。続いて、借受人、■■■■■区、■■■■■。対象農地は、大字■■■■■、筆、■■■■■㎡です。 続いて、12ページです。 借受人、■■■■■区、■■■■■。対象農地は、大字■■■■■、筆、■■■■■㎡です。 詳細は、13ページ以降の貸付調書をご覧ください。 ■■■■■さんの借受地は、先ほどの集積計画の番号1番から4番の土地となります。今回2地区の借り受けとなります。貸付調書の13ページ、14ページです。利用権の種類は使用貸借で、耕作作物は水稻です。 続いて、■■■■■さんの借受地は、集積計画の番号5番から7番までの土地となります。貸付調書の15ページ、16ページです。利用権の種類は使用貸借で、耕作作物はカンショ及びミカンです。 続いて、■■■■■さんの借受地は、集積計画の番号8番と9番の土地となります。貸付調書の17ページです。利用権の種類は使用貸借で、耕作作物はカンショ及びナスとのことです。 続いて、12ページの■■■■■の借受地は、公社からの借受けのみとなりますので、今回の集積計画には記載されておられません。貸付調書は、29ページです。利用権の種類は賃借で、反当あたりの年間賃借料は■■■■■円です。耕作作物はみかんとなっております。 以上です。
議長	只今、「議案第26号」の「借受人 ■■■■■」分から「借受人 ■■■■■」分、及び「借受人 ■■■■■」分について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。

議長	お諮りいたします。「議案第26号」の「借受人 []」分から「借受人 []」分、及び「借受人 []」分については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第26号」の「借受人 []」分から「借受人 []」分、及び「借受人 []」分については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第5号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書30ページをご覧ください。 「報告第5号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」について報告します。 番号1番、申請人、貸人、大分市、大分県農業農村振興公社、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合です。 番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合です。 以上です。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。以上をもちまして、令和5年度第5回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	（ 10時10分： 終了 ）